

県北広域振興局長告示第1号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成31年1月25日

県北広域振興局長 南 敏 幸

- 1（1）道路の種類 一般国道
（2）路線名 340号
（3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
九戸郡軽米町大字軽米第18地割字尾田57番4地先内	新	m 33.9～32.2	m 18.0
	旧	23.5～20.9	18.0

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県北広域振興局土木部二戸土木センター

イ 期間 平成31年1月25日から同年2月25日まで

- 2（1）道路の種類 県道
（2）路線名 上斗米金田一線
（3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
二戸市下斗米字鏝内56番103地先から牛間館43番8地先まで	新	m 37.8～13.5	m 48.6
	旧	26.0～13.5	48.6

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県北広域振興局土木部二戸土木センター

イ 期間 平成31年1月25日から同年2月25日まで